

**「こども性暴力防止法」が
2026 年 12 月 25 日にスタートします。
～実習生等も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

こども性暴力防止の施行により、2026 年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習先やインターンシップ受け入れ先等についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生等に関する留意点】

- 実習等計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生等がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習等であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先等の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生等本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等はできないこととなります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより教職資格の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)
山口県立大学
教育研究支援部 教務部門
TEL 083-929-6506